

8

給水装置先行取出

8 給水装置先行取出

1 解説

給水装置先行取出工事（以下、「先行取出工事」という。）は、開発行為等において配水管分岐部から第 1 止水栓までの給水管の設置工事を舗装工事に先行して施工することにより、舗装完了後の道路掘削を防止する。当該地へメーターを設置する前段階で給水引込を行い、主管は企業団へ譲渡も可能であることから、配水管同様緻密な設計及び確実な施工が必要になる。

2 定義

- (1) 先行取出工事とは、宅地造成による土地分譲及び建売時に開発道路及び当該地内にあらかじめ給水管を布設する工事の総称をいう。
- (2) 幹線道路とは、開発道路のうち既存道路接続部を結ぶ最も幅員の広い道路をいう。
- (3) 区画道路とは、開発道路のうち幹線道路を除く全ての道路をいう。
- (4) 主管とは、幹線道路及び区画道路に布設する給水管をいう。

3 適用要件

- (1) 分岐が可能な配水管口径を 75 mm 以上 350 mm 以下とする。
- (2) 配水管から分岐する給水管口径は、配水管口径の 1 ランク以下の口径とし、新設で分岐する給水管口径は、50 mm 以上 150 mm 以下とする。ただし、主管を無償譲渡する場合はこの限りでない。
- (3) 連合給水管から開発地の区画毎に先行取出工事として給水引込みを行う場合、分岐が可能な連合給水管口径は 50 mm 以上とし、新設で分岐する給水管口径は連合給水管口径の 1 ランク以下の口径とすること。
- (4) 連合給水管及び分岐した主管から給水引込みを行う区画の総数が表 8-1 に適合していること。
- (5) 給水引込みを行う区画数が 3 以上であり、かつ、舗装本復旧を一体で施工すること。
- (6) その他管理者が適当と認めた場合

4 事前協議

- (1) 先行取出工事を希望する者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ開発水利用計画書（指針第 18 号様式）を必要書類を添えて管理者に 1 部提出し、事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議の内容に変更があった場合は、再協議を行うものとする。
- (3) 管理者は事前協議の結果について回答書（指針第 39 号様式）を申請者に交付するものとする。
- (4) 申請者は、事前協議の結果に基づき設計を行い、必要書類を添えて先行取出工事の申込みを行うものとする。

5 給水計画

給水管の口径は次に掲げる事項を考慮し計画する。

- (1) 配水管の最小動水圧時においても、同時使用水量を十分供給でき、かつ、経済性を考慮した口径とする。
- (2) 主管口径は区画数及び道路種別に応じて表 8-1、表 8-2 に基づき決定する。
- (3) 給水管の口径は、原則として瞬時最大給水量時において管内流速が毎秒 2.0m を超えないこと。

表 8-1…区画数に対する主管口径

主管口径	区画数
150	協議による
100	協議による
75	11 ~ 27
50	2 ~ 10

表 8-2…区画数に対する主管口径（大規模開発）

大規模開発（開発面積1万平米を超える）

道路種別	主管口径	区画数
幹線道路	150	協議による
	100	協議による
区画道路	75	11 ~ 27
	50	2 ~ 10

6 給水計画上の留意点

給水計画上の留意点は下記のとおりである。

- (1) 主管の布設位置は原則北・西とする。
- (2) 配水管から分岐した主管又は配水管を延伸する場合には、第 1 止水栓、排水弁及び排水管を設置すること。
- (3) 道路上の止水栓の設置位置は、開発道路内隅切りより開発地内側とし、バルブの開閉等が容易にできる位置とする。

- (4) 宅内止水栓の設置位置は、敷地内の道路境界付近とし、バルブの開閉等が容易にできる位置とする。
- (5) メーターの検針を考慮し、駐車場スペースへの給水引込みはできる限り避けること。
- (6) 止水栓及びメーターボックスを、車両の乗入れがある箇所に設置する場合は、破損等の恐れがあるため、鋳物蓋を使用すること。
- (7) 給水管末端に排水管を設置すること。(排水管設置標準図参照)
- (8) 主管を無償譲渡する場合は、越谷・松伏水道企業団水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書に準ずるものとする。
- (9) 主管の土被りは、原則 1m を標準とする。開発道路が 6m 未満(道路側溝が U240×240 以下)の道路で、かつ主管口径が 50mm の場合は、土被りを 0.8m とすることができる。
- (10) 主管を無償譲渡しない場合は、連合給水管所有者一覧(指針第 40 号様式)により所有者を明確にすること。
- (11) 既設給水管を主管に接続・撤去する場合は、企業団による中間検査を受け、施工した配管・水質等に異常がないことを確認したのち、既設給水管の接続・撤去を行うこと。

7 給水装置の構造及び配管形態

- (1) 配水管からの分岐材料は次のとおりとする。
 - (ア) 主管を無償譲渡する場合は、越谷・松伏水道企業団水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書に準ずるものとする。
 - (イ) 主管を無償譲渡しない場合は、口径 50 mm はサドル付分水栓(密着コア挿入)若しくは割 T 字管(コア挿入)又は EF サドル付分水栓(配水用ポリエチレン管から分岐する場合)、口径 75 mm 以上は割 T 字管若しくは耐震型割 T 字管(コア挿入)を用いること。
- (2) 主管を無償譲渡する場合は溶剤浸透防止スリーブを、無償譲渡しない場合はポリスリーブを巻くこと。
- (3) 配水管分岐部から排水弁までの給水管の管種は、口径 150 mm 以下は配水用ポリエチレン管(JWWA)とする。ただし、工業・物流系等の土地利用を行う地区については企業団との協議による。
- (4) 配水管を延伸する場合の管種及び口径は管理者の指示による。
- (5) 通り抜け道路に布設する主管は、原則口径 75 mm とし、両端を接続先道路に布設された配水管へ接続するものとする。ただし、他埋設物の影響又は配水管の布設位置により、接続が困難であると企業団が認めるときは、この限りでない。なお、開発道路が通り抜け道路であっても、接続道路が歩行者専用道路などであり、また、配管・水量等及び将来的な水需要に影響がないと企業団が認める場合は、主管口径を 50 mm とすることができる。
- (6) 排水管の管種は水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管を用いること。
- (7) 第 1 止水栓は、口径 50 mm は HPPE(高密度ポリエチレン管)両袖付ボール式止水栓、口径 75 mm 以上は HPPE 両袖付ソフトシール仕切弁とし、管路と一体化すること。
- (8) 転回広場内に設置する止水栓の筐体には、鋳物蓋を使用すること。民地内に転回広場を設け、給水管が転回広場を経由する場合は、転回広場内に止水栓(筐体には鉄製蓋を使用)を設置し、筐体には鋳鉄製の蓋を使用すること。
- (9) 排水弁は、道路が袋路状道路の場合、口径 50 mm HPPE 片袖付ボール式止水栓とし、通

- り抜け道路の場合かつ口径 75 mm 以上の場合は、ソフトシール仕切弁とすること。
- (10) 排水管は道路側溝の側面の蓋の掛りより、有効 5cm 下げた位置に設置すること。
 - (11) 排水管の管末は側溝内面から 2cm 張り出すこと。
 - (12) 側溝（舗装）上部に排水管の位置を示すマーカー（企業団配布）を設置すること。

8 無償譲渡の申込み

無償譲渡を希望する場合は、下記事項の全てを満たすこと。なお、この章で規定する開発行為等（宅地造成による土地分譲及び建売）に該当しない場合の主管の無償譲渡については、別途取扱いを定める。

- (1) 新設道路が帰属され私道ではないこと。
- (2) 私設（個人所有）給水管と輻輳していないこと。
- (3) 主管が配水管から分岐されていること。
- (4) 給水引込みを行う区画数が 3 以上の主管であること。
- (5) 越谷・松伏水道企業団水道配水管用ポリエチレン管工事標準仕様書に準じていること。
- (6) 施工不良等がないこと。
- (7) その他道路表層に石畳み等特殊な仕上げがなされている場合は、企業団との協議によるものとする。

9 中間検査

先行取出工事に着手し、新設道路の舗装工事を行う前段階で下記のとおり中間検査を行うものとする。

- (1) 配水管の分岐部分から排水管までの施工写真を、現地検査前に提出すること。管路・PE 融着・他埋設物との離隔状況等を確認する。
- (2) 配水管から布設した給水管へ通水を行い、給水する水道水の水質検査を行う。
- (3) 布設した給水管にて耐圧試験を行い、漏水及び抜け等の異常がないことを確認する。
- (4) 給水装置先行取出工事設計図等を照合し、当指針に適合していることを確認する。
- (5) 上記(1)～(3)について、詳細を第 13 章 表 13-1 に示す。

10 竣工検査

先行取出工事が竣工した際には、速やかに給水装置先行取出工事竣工届（指定工事業者規程第 8 号様式（第 16 条関係））に第 14 章に定める必要書類を添付して提出し、下記のとおり竣工検査を受けるものとする。

- (1) 給水装置先行取出工事竣工図等を照合しながら当指針に適合していることを確認する。
- (2) 給水装置が他施設に影響を与えないことを外観検査にて確認する。

11 維持管理

無償譲渡されていない給水管の維持管理は、給水装置所有者（以下、「維持管理責任者」という。）が行うものとし、次の事項について十分留意するものとする。

- (1) 漏水等の修理及び事故の処理は、原則維持管理責任者又は使用者の責任において行う。
- (2) 土地の売買等が生じた場合は、維持管理事項について、新給水装置所有者に十分に説明及び継承を行うこと。

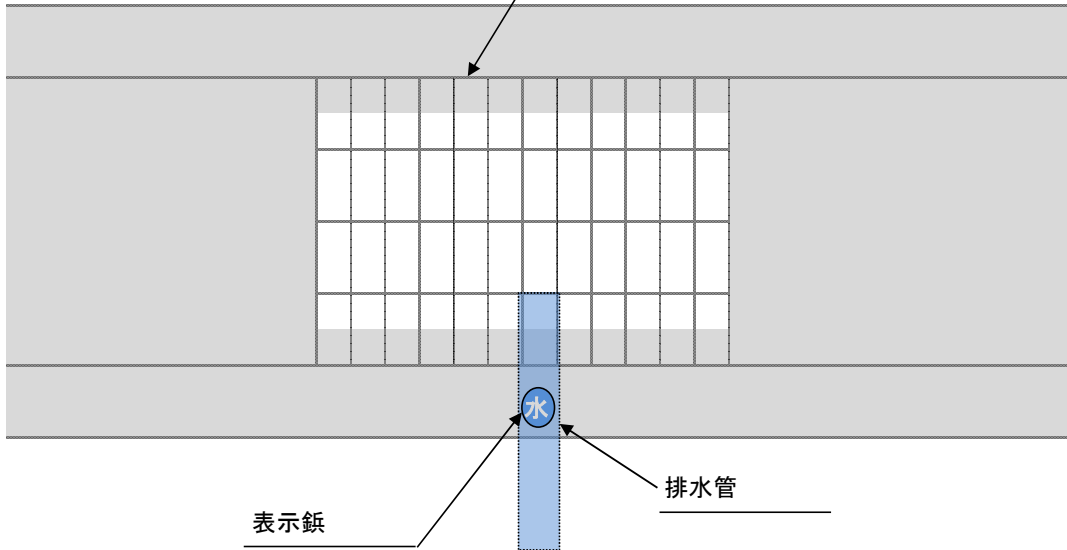
12 その他

- (1) 開発面積の総平米数が 10,000 を超える大規模開発については、この基準に定めるもののほか別に協議するものとする。
- (2) この章に定めのない事項については、別途協議するものとする。

○排水管設置標準図

平面図 S=1 FREE

グレーチング蓋や手掛け付蓋など開閉しやすい位置で抜く



断面図 S=1 FREE

